

東松山市「パイプシャフト内設置用メーターユニット」設置基準

(目的)

第1条 この基準は、集合住宅等における子メーター前後の配管継手部が著しく腐食していたり、また他の設備やスペースの関係でメーター交換等に支障をきたす問題が生じるため、パイプシャフト内に水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する場合についてはパイプシャフト内設置用メーターユニット（以下「ユニット」という。）を設置することとし、その取扱いを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 東松山市水道事業区域内において、口径13mmから25mmのメーターを3階建以上の各階各戸のパイプシャフト内に設置する際に使用するユニットについて適用する。

(基本構造)

第3条 ユニットの基本構造は、台座上に止水栓、メーター接続金具、逆止弁を取付け、一体とした給水用具とする。

(基本条件)

第4条 前条に定める構造のほか、次の各号の条件を備えること。

- (1) 水質を汚染しないものであること。
- (2) メーターの取付け、取外しが容易に行え、検針及び止水栓の操作等に支障がないこと。
- (3) 停水キャップの取付け、取外しが容易に行えること。
- (4) メーターの取付け、取外しの際、専用工具を使用しない構造であること。
- (5) ユニットは、アンカーボルト、全ねじボルト等で固定できること。
- (6) メーターの設置位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が取付けられていること。
- (7) 台座の材質はダクタイル鋳鉄等の十分な強度、耐久性を有する金属とし、その材質に適した防食処理を施すこと。
- (8) ユニットの配管接続部の形状をテーパめねじとする場合は、管端防食コアを内臓すること。
- (9) ユニットの表面は、滑らかで、鋳造品は鋳巣、割れ、きず、鋳ばり、その他使用上有害な欠陥がないこと。

(メーターの接続)

第5条 メーターの接続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターの接続方法は、スライドハンドルの回転等でメーター接続部を伸縮させ、メーターを圧着して取付ける方法とし、メーターとユニットを接続した部分の漏れを防止できること。
- (2) スライド機構をメーター設置位置の一時側に設ける場合、スライドハンドルの回転方向は、流水方向基準に右回転で閉まり（メーターを取付ける）左回転で開く（メーターを取外す）構造とすること。
- (3) メーター接続部のスライド幅は、メーターの取付け、取外し及びこれに伴うパッキン（以下「パッキン」という。）の交換に支障がないよう余裕があること。
- (4) メーターを取付けた際、スライドハンドルが固定できないものは、回転防止用結束バンドの通る穴をスライドハンドルに設け、本体の一部と連結する等により緩み止めができること。
- (5) メーター接続器具のパッキンの当り面には、パッキンを介してメーターをユニットに接続した際、設置されたパッキンにズレ等が生じないよう適度な溝等が設けられていること。

（ユニットの性能）

第6条 ユニットの性能は、次の各号の基準を満たしていること。

- (1) ユニットの性能は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における次の基準を満たすこと。
 - ① 耐圧に関する基準
 - ② 浸出に関する基準
 - ③ 逆流防止に関する基準
- (2) ユニットのボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水（JWWA B108）」における4.2止水性能の基準を満たすこと。

（表示）

第7条 ユニットの表示は、次の各号の項目について容易に確認ができ、また、簡単に消えない方法で表示されていること。

- (1) 製造業者名または表示用略号（商標等）
- (2) 口径
- (3) 流水方向
- (4) 止水栓の開閉方向及び開閉角度
- (5) スライドハンドルの開閉方向

（凍結防止）

第8条 設置されるユニットに関しては、凍結防止措置を施すこと。その際、保温カバー

一は容易に脱着ができ、定期検針に際しては最小限の作業量で行える構造とすること。
また、止水栓の操作及び停水キャップの取付け、取外し等の作業に支障のないものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年10月1日から施行する。